

議会活性化特別委員会会議録

- 1 日 時 平成29年1月19日(木)
会議時間 10時00分開会 11時18分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 原 紀夫
副委員長 : 桜井崇裕
委 員 : 北村光明、高橋政悦、佐藤幸一 (欠席 : 鈴木孝寿)
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 : 宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
(1) 一般質問の答弁書の必要性について

(2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長：(原紀夫) 議会活性化特別委員会を始める。鈴木委員からは欠席の連絡があったので報告する。

(1) 一般質問の答弁書の必要性について

委員長：前回の委員会の中で、一般質問の答弁書の必要性について種々意見を頂戴した。配付資料のとおり、答弁書の配付に係る10町村の対応について事務局で調べていただいた。今日は、この内容を頭の中に入れて一般質問の答弁書の必要性についての議論を詰めていきたい。配付資料について、事務局より説明をお願いしたい。

佐藤局長：(配付資料「一般質問答弁書の配付について」の説明)

委員長：事務局より説明を受けた中で質疑等があれば受ける。

桜井委員：答弁書の配付を受けていない町村について、その理由の調査は行っていないのか。

佐藤局長：答弁書の配付を受けていない町村の聞き取りはしていないが、大きな理由としては、以前から言われているように、答弁書が事前に文書で配付されるのであれば一般質問がセレモニー的だという批判が多かったのでやっていないと思う。鹿追町で聞いたのは、町長が答弁書どおり答弁しないので、答弁書があっても意味がないので取り組んでいないとの話をされていた。

北村委員：答弁書を作成してそのとおりに町長が答弁をしない場合、現状と違うことを答えることにはならないのか。

委員長：今、危惧していることは当然あると私は認識している。今までに言ったか言わなかったかという議論があり、町長が謝罪する場面が何度かあった。答弁書のとおりに答弁すればそのようなことが起きないが現実問題としては起きている。

他には何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：ないようなので先に進む。一般質問の答弁書の配付についての問題は、なぜ配付を必要とするのかという理由に尽きると思う。答弁書を必要とする際には執行側と相当詰めなければならないもので、一方的に出してくださいということにはならない。議会が答弁書の配付を執行側に求める際には、答弁書を必要とする理由を明確にしなければならない。

そこで、前回、鈴木委員が答弁書は必要ないという発言をしている。皆さんが必要ないという前提に立っているのであれば、この議論はする必要はないので、そこをはっきりさせてから議論に入りたい。答弁書は必要ないとする議員はいるか。

佐藤委員：資料の中にあるが、再質問を考慮してという理由で答弁書を配付すると、討論ができなくなると思う。答弁書をもらうと、討論も質問も無くなってしまうような気がする。

委員長：答弁書は議論を深めるために求めるもの。その議論をする前に答弁書を拝見し「私の考えに合致するので結構です。終わります」では困る。町長の施政方針を問うことになっているので、議論を深めることに視点を置くと、「はいわかりました」とすぐに引くようなことを一般質問の表題に使うと困るところはあると思う。

桜井委員：馴れ合いになっては駄目だと思う。答弁書を出されて、「いいです」となると議論をする場ではなくなる。やはり、一般質問をする側も何を執行側に求めているのか精査してやる必要がある。答弁書が必要なのかそうでないかについては、傍聴に来ている方・町民のための一般質問なのか、それとも1人の議員としてまちづくりのために執行側に質問することなのか、その辺の議員の考え方に左右されると思う。結論を言うと、私は配付を受けた経験がないので、答弁書のない今のままの体制でいいのかなという思いがある。

委員長：桜井委員から、答弁書のない今のままでいいのではという発言があった。佐藤委員も同じ考えだという気がするがどうか。

佐藤委員：資料の答弁書配付の理由のうち、「メモしきれない」「議論を深めるため」については、このとおりだと思う。

答弁書をいただく場合は誰からもらえるのか。

委員長：今までの例としては、担当課が質問を精査して答弁書案を作り、町長に提出をして町長が手を入れるということだと思う。

佐藤委員：そうであれば答弁が変わってくる可能性がある。

委員長：町長は担当課がつくった答弁書案に手を入れるので変わっては困ると思う。休憩する。

【休憩 10：18】

【再開 10：32】

委員長：再開する。皆さんからそれぞれの意見を拝聴した。現状、必要ないという考えに近い方が3名、必要と考える方が3名というふうに思っている。この結論以前から申し上げているが、明確な理由が出てきていないところがある。答弁書を必要とする方については、今言われているような議論をより深めるため以外のことで理由があれば問題提起をしてほしい。

高橋委員：パフォーマンス的になるのがいやで必要がないのであれば答弁書を受け取らなければいいだけの話。答弁書を事前にもらえれば、質問内容が被って質問ができなくなってきた方に「このような答弁書が来ているが、違う視点で再質問ありますか」という相談もできる。このことを考えると、答弁書を求めるなら提出してもらい、必要なければ受け取らないというような選択肢を持つのも1つの手かなと思う。

委員長：前向きな意見をもらった。答弁書を必要とする議員は求めるが、必要としない議員は求めないという意見が出たが、このことについてはどのように考えるか。

北村委員：通告書に対しては答弁書を出していただくことを基本として、必要のない方には出さないという選択肢はあり得ると思う。私の経験から言うと、私の質問は比較的多く、箇条書きや数値を求めることがあるが、その答弁内容がよく聞き取れなかったり、漏れていたりすることがある。質問したことに対して答えたかどうかということが大事なので、答弁書は必要であると私は認識している。ある課長から、北村議員の質問の答弁書を考えるのは結構大変で、苦労してつくったが、実際の答弁はさらっと流すことがあり、そんなに細かい質問をしないでほしいというような話があった。これは本末転倒な話であって、基本的には答弁書を出してもらうが、高橋委員が言われた個々の議員が選択することはあり得ると思う。

佐藤委員：皆さんの意見を聞いた中で、答弁書をもらえれば、再質問などいろいろなことを考えることもできるので、そういうことであれば答弁書をもらってもいいのかなという気がする。

委員長：佐藤委員は、必要ないから必要だという意見に変わったという理解でよいか。

佐藤委員：よろしい。

委員長：桜井委員はどうか。

桜井委員：議論を深めるためであれば答弁書は賛成。先ほどから言われている「再質問を考慮して」という文言を入れなくて、「議論を深める」という内容だけであれば賛成である。

委員長：前段よりは若干前進して、大方の意見が答弁書を求める方に傾いて来ている。高橋委員が言うように、必要でない議員については受け取らないということを含めて、全員協議会で問題提起をしてはどうかと考えているがいかがか。

北村委員：答弁書が必要でないという選択をとった方がいる場合、そのために答弁書がほしい方の希望がかなえられないというのは議会全体としてはいかがなものかなという感じがする。だから、基本的には議員が求めるものは満たしてほしいという議会運営であってほしいと思う。

委員長：事務局に尋ねるが、1時間半の質問時間を設けているところは数多くはないか。

佐藤局長：管内状況は把握していないが芽室町は同じ。新得町のように回数制限を設けているところもあるので各町まちまちな対応だと思う。

委員長：1時間半もあれば質問件数をかなり増やさない限り相当深まりのある議論ができる設定となっている。そのため答弁書は必要ないと誰かが言うかと思っていたがいなかった。大方の意見としては、答弁書を求めていいという認識だろうと理解をしている。基本的には答弁書を求め、必要がないところについては出さないという方向でよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのような方向でいく。議長から、この件について検討が漏れていることがあればお話をしたい。

加来議長：議員が選択する方向であればそれでいいと思うが、何日前に答弁書をもらうなど、方法の詳細については詰めて話していただきたい。活性化委員会で方向をまとめてから協議会に諮っていただきたい。私が一般質問を受け付ける段階で、趣旨が分からない質問を持ってくる議員もいるので、確認するのに時間がかかるので受付時間を早くしている。いろいろ議論を聞いた中で、執行側と議論を深めることはとてもいいことであるが、答弁書をもらう以上、その趣旨をしっかりと執行側に伝える質問の出し方も一方では考えていかなければならないと感じた。庁議の中で、質問の内容を担当課から質問を受けたら、事務局長ができるだけ答えるようにしていただいているので議員個々には

質問内容の確認にあまり行かないと思う。昔は、項目だけを出していたことが多かったので、議員に直接担当課が内容を確認していた。今はそれをしないように、できるだけ質問を受け付ける段階で明確にするように努めている。答弁側も付度しながら答弁書を作っていると思うので、我々もそういうことも考えていかなければならないと感じていたところ。

委員長：議長から、助言を含めて指導いただいた。議長が言われたように、一般質問とはこういうものであるかを含めて、議員必携を読んで勉強をしてもらうことが大前提になるという感じを強く持っている。

そこで、全員協議会に諮るにあたって、答弁書を何日前に求めるのか、配付先はどこまでにするかなどについて1点ずつ詰めていきたいと思うのでご理解願いたい。そこで、一般質問の答弁書の配付時期について、どの辺が一番妥当だと考えるのかお尋ねしたい。

高橋委員：事務局に確認したいが、答弁書を執行側が出せるタイミングは最速で何日ぐらいになるのか。

佐藤局長：現状は、答弁調整が行われているのは開会日の前日が多いと思う。ただ、今は答弁調整の際に、町長の考えを聞いた後に答弁書を修正していない。担当課で作って終わりである。答弁書を求めるということは、町長の考えを聞いてもう一度答弁書を作り直さなければならない可能性があるもので、その辺の日数も必要になってくる。具体的な答弁調整のスケジュールとしては、今は開会の1週間前の通告を受け、その翌日に庁議を開き担当課の割り振りを行う。各課で2、3日かけて答弁書を作成して、開会の前日、質問が多いときは開会日まで答弁調整を行っている。開会日の翌日は休会でその翌日が一般質問になるので、修正するとなるとタイトなスケジュールとなるのは確か。

先ほど、担当課の考えと町長の考えが違うという話があったが、一般質問はあくまでも町長の考えを聞くのであって、担当課の答弁書と町長の考えが違っていても仕方がない。数値的なものについては違いはないと思うが、考えはどうしても違うことがある。一般質問は町長の考えで答弁するものなので、答弁書を作り直さなければならないという作業が出てくる。

高橋委員：答弁書を求めるに当たって、町長の考えと答弁書を同じものに調整するために、一般質問の通告日を2週間前にすると、会議規則等の変更は必要になるのか。

佐藤局長：一般質問の通告の日程については、逆に議会側から求めた部分がある。議案の送付を受けて議案の中身を見てから一般質問の通告ができ、さらには担当課に確認することができるように、開会日の1週間前を通告日としている。その辺も考慮して議案の発送は、定例会の場合は開会日の8日前（休日を除く）となっている。このことから、通告日を早めると議案発送も早くしなければならなくなると思う。

北村委員：事務局の説明からいくと、答弁書を用意するとなると、議案発送そのものも早くしなければならなくなるということか。

佐藤局長：先ほどは通告日を早めるという話があったのでその話をした。ただ、答弁書を求めるとなると、答弁調整をして修正する日数を確保しなければならないので、スケジュールについては執行側と相談をしなければ分からない。

加来議長：他町村の議長から聞いた中での記憶であるが、芽室町のように開会してから会期中に一般質問を受け付けるところもある。それで答弁書も出てきている。本町ではできるだけ質問する側に配慮して期間をとってその間に調べて質問ができるように、執行側に早めに議案書を送付いただいているのが現状。

委員長：そういう配慮を経て、他町から見て長い日程を調整しているとのことである。高橋委員、今事務局の話聞いてこれくらいの期間でよいという考えはあるか。

高橋委員：今の議長の話聞いて、前の日に通告して次の日に答弁するような国会の形に近いような短い期間で芽室町は行っている。町としては余裕があり大丈夫だろうということだと思う。執行側がこのことを要請して断る理由があるのかないのか。あるとすれば何が理由になるのかを確認したい。

佐藤局長：通告を文書で行うことは議会側のルールで決めているが、答弁書を文書でということは一切どこにもうたわれていない。あくまでも議会側からのお願いとなるので、応じてくれるかについては、スケジュール的な部分も含めて執行側の判断。議会側の考えだけにはならないので執行側との調整が必要になる。議会はあくまでも言論の府なので、町長が発言したことがすべて答弁となる。

高橋委員：議運で出た話なのか記憶は定かではないが、答弁書をもらうことは執行側にとって不利になるという表現をした議員がおり、そのためそういうことはしてはいけないと言われた記憶がある。そういうことを考慮すると、前段に執行側と調整してから全員協議会に諮るべきだと思う。可能であるか、可能にするためにはどうすべきかについて執行側と調整してから全員協議会に諮るべきだと思う。

委員長：高橋委員から考え方を提供されたが、このことについて皆さんはどう考えるか。

北村委員：執行側が有利になるか不利になるかについては、実際には感情的にそういうこともあるかもしれないが、町民の側に立って考えるとどういうふうに捉えればいいのか。

高橋委員：そう言われた議員がいるという状況的なことを言った。そうでないと思っている議員もたくさんいると思う。ただ、そのように考えている議員が13分の1でいることを踏まえて、皆で決めていくためには執行側との調整も必要ではないかという話をした。

桜井委員：基本的には高橋委員の考えでよろしいと思う。執行側も質問されたくない部分もあり、そういった中で、高橋委員の言うような形でいいと思う。

佐藤委員：高橋委員のとおりでよい。

加来議長：先ほど事務局より説明があったように、協力要請をしていかなければならないので、ある程度の目途だけは決めていただきたい。絶対にそれになるとは限らないが、答弁書をもらう時期をある程度詰めていかないと来たりして委員長などが要請しづらくなる。

委員長：今議長から助言があったように、当日の朝なのか前なのかについて委員会として考えを明確にしておきたいと思う。10町村の例を見ると、質問当日の朝の件数が多い。皆さんから出てきた危惧している面を含めて考えると、そんなに何日も前からというふうにはならないと思う。一般質問当日の朝でどうかと私は考えているがいかか。

北村委員：答弁書の配付について、一般質問の時にそれがなければ困るので、当日の朝が最終リミットかなと思う。しかし、質問のことを検討するというだけでいけば前日にもらったほうがいい場合もある。

佐藤局長：当日の朝が一番多いというのは先ほども言っているように、セレモニーと言われぬように配慮していることがある。そういう意見が出ないように当日の朝が圧倒的に多い。前日や2・3日前はスケジュール的にかなり難しくなるのかなと思う。

委員長：事務局から助言をいただいたが、答弁書を出してもらった結果、以前よりも議論が掘り下げられていい答弁が出てくるようになることが大事だと思う。議員も変わってもらわないといけぬ。そこで、委員会の統一見解として当日の朝に答弁書をいただくという考えでまとめているか。

桜井委員：私は当日の朝でいいと思うが、音更町のように質問登壇時に配付するケースもあるので1つの例として見ていく必要があるのでは。

委員長：町それぞれの考えがある。当委員会の考えとしては、当日の朝に答弁書を頂戴するという方向でまとめさせていただきたい。

それから、一般質問者以外への配付についてはしていないところの方が多いが、どのように考えるか。

高橋委員：先ほどの配付時期であるが、案件によっては先に知りたいときもあると思う。通常は当日の朝であるが、前日に取りに来るのであれば配付するというような幅を持たせた方法もあると思うがいかか。

委員長：基本的には当日の朝で事案によっては幅をもって対応してもらおう。

北村委員：一般質問が2日間に渡る場合、2日目の質問者は2日目の朝のということで理解してよいか。

委員長：そういうこと。

質問者以外へ配付するかしないかについて意見をいただきたい。

高橋委員：通告の際に質問内容が被った場合、最初の人だけがその質問をすることになるので答弁書はその人だけにいく。この場合、最初の人だけが他に被っている人のことを知らなければ答弁書を見せるということにならない。質問が被って質問ができなかった人にも渡すことが可能であればそれで構わないと思うが、そういうことは可能かお聞きしたい。

委員長：同一質問を議長の段階で受けるときには、その中身を掌握して受け付けているはずなので、そこはうまく流れているという認識を私はしていたが。

加来議長：答弁書が必要かどうかを選択することになると、必要のない人の答弁書を皆に配布するのか、関連する人にはどうするかなど、いろいろな課題が出てくる。一層のこと全員に配るとしても、本人が必要でないのに全員に配るのも不思議な感じがするので、その辺を議論してほしい。

佐藤局長：先ほど話をした選択制をとるということは、本人に配らないということは答弁書をもらわないことになるので、本人にしか配られないということが前提だと思っていた。

委員長：必要のない人には行かないというのが先ほどから進めている流れなので、当委員会としては、他の議員には配らないというほうに向かうべきだという気がする。

加来議長：答弁書をもらうという前提で話をするのであれば、より議論を深まるということが本当に大事。

議会の方向としては、より深い質問をしやすいという議論をしていただければ、できるだけそれに沿ったような方向で執行側に協力をしていただけるようなことを委員会としても努めなければならぬと思う。

委員長：当日の朝という考えで統一しているが、より掘り下げた質問を目的にしているもう少し早くということもあるとすれば、流動的に若干配慮した形をとるという要望としてまとめることにする。よろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：それから、一般質問者以外の配付はしないということで統一する。理由については先ほど言った議論を深めるということだけで統一をしたいがそれでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：その他のところにある傍聴者への配付については、議員に配付しないので配付しないということでご理解願いたい。そういうことでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：答弁書の配付の必要性についてはこの程度にしたいと思うが、不足する点はあるか。

桜井委員：町長が変わるが、執行側に要望する際に、前段で言っていたように答弁書のとおり答弁してほしい旨の要望は必要ないか。

委員長：これは当然必要ないと思っている。先ほどから言っているように答弁そのものは町長の考えで述べていること。答弁書をもらっている10町村は答弁書のとおり答弁である。今後、誰が町長になるかわからないが、そういうふうになることを期待する以外にはないのではと私は考えている。

桜井委員：分かりました。

委員長：事務局からも不足する点はあるか。

佐藤局長：高橋委員から特別委員会としてある程度執行側と調整したほうがよいという話があったが、その辺をはっきりしていただきたい。

委員長：高橋委員が言ったことを盛り込むとすれば全員協議会に諮る前に執行側に申し入れをしてまとめなければならないので、委員長としては新町長が決定して若干間を置いてから事務局と相談をしながら進めていきたいと考えているがよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：具体的な日程は申し上げられないがそういう方向で進めていきたい。議会活性化特別委員会で提起した項目3・8・9・10が議件として残っているが、この件についても、新町長が決定した以降に協議を進めたいと考えているがそれでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのように取り計らう。今日の特別委員会は終了する。